

はちみつの適正流通につとめましょう！

滋賀県畜産課
平成29年1月

平成28年6月に**中国産はちみつを使って製造したものを国内産と表示して販売**した事象が国内で発生し、製造販売業者に対し食品表示法にもとづく行政指導が行われました。国内産のはちみつの信頼性がそこなわれることがないように、はちみつの製造、販売にかかわる関係者のすべてが、コンプライアンス(法令遵守)の強化につとめ、法令に沿った製造、販売が行われているか確認する必要があります。(食品表示については「食品表示法」※1 による表示に移行しました。)

法律名	①食品表示責任者 ②法の適用範囲	必要な表示項目
① 養蜂振興法	はちみつの精製、販売を業とする者	添加物の有無、添加物の種類と割合
② 食品表示法(※1)	販売の用に供する食品	名称、原材料名(アレルゲン、食品添加物を含む)、原産地、内容量、賞味期限、保存方法、食品表示責任者および住所、製造者および所在地、栄養成分の量および熱量

※1 H32.3.31までに製造等されるものについては、旧基準の表示方法が認められます。

- ・はちみつ類の表示は、養蜂振興法および食品表示基準に基づいた表示が必要です。
 - ・景品表示法に基づいた業界の自主ルールである「**はちみつ類の表示に関する公正競争規約※**」があり、参加する事業者はこの規約に基づく表示も必要です。「はちみつ類の表示に関する公正競争規約」では、採蜜国名を記載することされています。
- ラベル等に国産と表示をする場合は、原料はちみつの全てが国内で採蜜されたものであることが必要です。

国内で生産された蜂蜜の表示例

名 称	はちみつ
原 材 料 名	はちみつ(国産)(※2)
内 容 量	500g
賞 味 期 限	平成29年7月
保 存 方 法	直射日光を避け、常温で保存してください。
加 工 者	〇〇蜂蜜(株) 滋賀県〇〇市〇〇町1-1

※2 規約に参加している事業者は「**国産はちみつ**」又は「**はちみつ(国産)**」と採蜜国を表示する。
【滋賀県畜産課 TEL 077-528-3855】